

協賛規約

1. 契約の成立

リハノメコングレス – その痛みその障害をどう診るか – (以下、「本企画」という)への企業協賛(以下、「本協賛」という)の契約は、協賛申込者がオンラインにて協賛申込を完了し、主催者がそれを受領した時点をもって成立するものとします。

2. 協賛金に含まれるもの

- (1) バナー広告掲載枠 (1枠 22,000円・税込)
- (2) バナー+動画 CM 枠 (1枠 44,000円・税込)

3. 協賛枠の転貸などの禁止

協賛者は、自らの協賛枠を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

4. 共同協賛者の取扱い

2社以上の申込者が共同で協賛する場合、1社が代表して申し込み、共同協賛する社名などを申し込み時に主催者へ通知するものとします。

5. 掲載・配信内容の管理

協賛者が提出するバナー広告や動画 CM は、主催者の定める仕様・スケジュールに沿って提出するものとします。主催者が不適切と判断した場合は、修正や差替えを依頼、または掲載・配信を中止することがあります。その場合でも協賛料の返金は行いません。

6. 配信の中止・中断・変更

- (1) 以下の場合、主催者は本企画を中止・中断、または日程・方法の変更を行うことがあります。
 - ① 配信プラットフォームの利用が不可能、もしくは不適切と主催者が判断した場合。
 - ② 政府・行政・公的機関の要請や命令等により、開催が適切でないと主催者が判断した場合。
 - ③ 天災地変、疫病、通信障害、戦争、内乱、テロ、ストライキその他主催者の責めによらない不可抗力事由による場合。
- (2) 協賛者はいかなる場合でも、その決定により被った損害を主催者に請求できないものとします。
- (3) 配信前に中止と判断した場合、お申込みいただいた協賛料は、それまでにかかった合理的な経費を差し引きご返金いたします。

7. 知的財産権の保証

協賛者は、提出する広告物・映像・資料等が、第三者の商標権、著作権、特許権、意匠権、その他知的財産権を侵害しないことを保証するものとします。

8. 協賛者の義務

- (1) 協賛者は、提出した広告物等に関して第三者から権利侵害の主張があった場合、自ら

の責任において解決し、本企画の円滑な運営を妨げない義務を負います。

(2) 共同協賛の場合も、代表者が責任を負うものとします。

9. 損害賠償

協賛者は、自己またはその代理人の行為により主催者または第三者に損害を与えた場合、その一切の損害を賠償する責任を負います。

10. 協賛料支払い方法

協賛者は主催者が発行する請求書に基づき、記載の期日までに協賛料を支払うものとします。支払いは主催者が指定する口座への日本円による振込(振込手数料は協賛申込者負担)とします。手形・小切手等は取り扱いません。請求書は配信終了後に発行いたします。

※協賛料の入金期限は **2026年4月30日(木)**とします。

11. 協賛内容提出期限

協賛者は、バナー広告・動画CMなど掲載・配信に必要な素材を、主催者の指定する形式で **2026年3月13日(金)**までに提出するものとします。

12. 協賛の解約について

協賛申込後の取消は原則できません。但し、主催者がやむを得ないと判断した場合に限り、取消を認め、以下の基準で解約料をお支払いいただきます。

【解約料率】2025年3月18日(水)以降 100%

2026年3月17日(火)以前 50%

※書面による解約通知を事務局が受領した日を基準とします。

13. 規定の遵守

協賛者は、主催者が定める本規約を遵守するものとします。

14. 規約の変更と追加

協賛者は、この規約に定められていない事項、または規約条項に疑義が生じた場合、主催者の決定に従うものとします。主催者は、協賛者に通知のうえ、本規約を改訂あるいは追補する権利を有します。

15. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

16. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、名古屋地方裁判所とします。

2026年1月15日 制定